

## 第2期仙台市教育振興基本計画中間案についてのパブリックコメントの実施結果(修正版)

### 1 意見募集期間

平成28年10月29日(土)～ 11月28日(月)

### 2 意見提出者数及び意見の件数

(1) 意見提出者数 26人・団体

(2) 意見の件数 141件

### 3 意見の概要及び教育委員会の考え方

#### ■全体

No.	ページ	意見分類	意見(要約)	教育委員会の考え方(案)
1	-	重点施策等について	中間案における今後の施策は基本的にはこれまでの取り組みであるため、行政の継続という意味もあるかと思うが何が変わるのがよく分からないというのが実感。取り組みの部分的見直しとあわせて重点施策とその財政的裏付けを示していただきたい。	本中間案における各施策については、第1期計画の「施策の方向」を参考としながらも、本市の現下の課題等を踏まえ、全体的に見直しを行っております。また、重点施策については、第4章の「仙台カラー」において、6つの重点施策を掲げております。 なお、本計画は、今後5年間の教育行政の基本的方向を示すものであり、財政措置を伴った個別事業を示すものではありません。
2	-	必要額に応じた予算措置について	教育行政は、教育内容とそれを強制する施策を推進するのではなく、子どもたちの個性と能力が発揮できる環境整備のための施策と予算措置を行うべきである。国は財政的措置を地方自治体に押しつけており、計画を策定するからにはその財政的な裏付けも必要となるが、学校や子どもたちが求めていることを重点施策として計画を立案していかななくてはならないと思う。特に仙台市は教育費の決算において3年間だけでも2013年度22億円、2014年度18億円、2015年度26億円を「不要額」として使用していなかった。これは明らかに始めから決算しない額として「予算」化していると考えられる。「必要額」としてきちんと運用すれば、子どもや保護者の願いに応える施策例えば35人学級の実施などが十分に実施できるものとする。	不用額は、予算執行段階の工夫・改善や、競争入札等による予定金額と契約額との差額などにより生じるものであり、一定の発生は避けられない性質のもです。今後も限られた財源の中で、適切な予算を確保するとともに、効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。
3	-	全体の印象について	全体的に一読して強く感じたことは、非常に総花的で、中心となる重要点がなくなっている。これではますます学校教育の地盤沈下が進み、市民の信頼をなくしていってしまう。一刻も早く、学校教育の原点に立つとき。総花政策は一見非常によく見えるが、沈滞・沈下の源であり、国も自治体も企業もその他の団体もすべて時代の進歩から遅れていく。今の東北・仙台もそのスパイラルの中にある。今こそ東北の中心都市である仙台市は偉大な政宗公の「ワールドな目」という文化を受け継ぎ、世界に出て活躍する子どもたちを作っていくときである。	時代あるいは社会の教育に対する要請、さらには子どもたちの現状を鑑みた時、教育に求められる内容は多岐にわたっているのが現実です。このような中であって、本市の学校教育では、子どもたちが人と社会の様々な関わりの中で、将来の社会的・職業的に自立に必要な態度や能力を育む「仙台自分づくり教育」を柱に教育活動を展開しており、第2期計画においても、これを「仙台カラー」の重点施策に位置付け、子どもたちの「未来を切り開いていく力」を育ててまいります。

## ■第2章\_教育をめぐる現状とこれまでの取り組み状況

No.	ページ	意見分類	意見(要約)	教育委員会の考え方(案)
4	2-3	教育をめぐる社会状況について	「教育をめぐる最近の社会状況」は「広域の社会現象」について述べ、「第1期計画の取り組み状況と課題」はより狭い地域「仙台市」について述べていると解釈してよいのか。	ご理解のとおりですが、東日本大震災及びいじめ問題等については、関連性の強さから、本市の状況も併せて記載しています。
5	2-3	教育をめぐる社会状況について	「いじめ問題」を「教育をめぐる社会状況」として扱うことに違和感を感じる。「社会状況」という言葉は「広域」の中で起きている社会現象、自然現象等を指す言葉ではないのか。自分らが抱える問題を社会状況と呼べない。社会状況として扱うと、この問題を他人事としてとらえているような印象を与えてしまうように感じる。この問題は、次の「2(1)の3番目」に特筆してはいかかが。	いじめについては、全国的な社会問題となり、それを受け、いじめ防止対策推進法の成立にまで至っておりますので、社会状況として示しています。 なお、ご提案を一部踏まえ、2(2)の冒頭に本市のいじめの問題を背景とする自死事案について記載を追加します。
6	2-3	教育をめぐる社会状況について	「教育をめぐる最近の社会状況」をあげているが、学校をめぐる状況分析がない。「いじめ」は一般的な社会現象として示しており、今、子どもたちをめぐって「学びの場」「生活の場」としての学校がどのようになっているのか、ふさわしい教育環境が整っているのか、基本的なところからの視点が必要ではないか。	教育をめぐる最近の社会状況に「いじめ問題」を記載しているのは、いじめが全国的な社会問題となり、それを受け、いじめ防止対策推進法の成立にまで至っているため、特に社会状況として示しております。学校をめぐる状況分析については、第2章の2「第1期計画の取り組み状況と課題」に本市の状況として記載しております。
7	2-3	教育をめぐる社会状況について	「教育をめぐる最近の社会状況」では、増加傾向にある不登校や引きこもりの問題について記載されていないので追記すべきである。	教育をめぐる最近の社会状況に「いじめ問題」を記載しているのは、いじめが全国的な社会問題となり、それを受け、いじめ防止対策推進法の成立にまで至っているため、特に社会状況として示しております。その他の教育課題等については、第2章の2「第1期計画の取り組み状況と課題」に本市の状況として記載しております。
8	3	第1期計画における取り組み状況について	第1期の取り組み状況に関して、「PDCAサイクル」とあるが、チェックする項目は既にあるのか。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、PDCAサイクルのための成果目標や成果指標を設定しています。
9	3-5	第1期計画における主な課題の構成について	第1期計画における主な課題では、5つの「基本的方向」のもとにこれまでの5年間を振り返り、その振り返りに基づいて16ページ以降の第2期の構想が述べられていると解釈して良いか。この中間案では、3ページから5ページの「基本的方向」は16ページ以降の「基本的方向」とタイアップして語られているのか。もしそうであるのなら、極めて読みづらい書き方になっているように感じる。	第2期計画は、第1期計画の基本的方向や施策を全面的に見直しのうえ、新たな基本的方向と施策として体系立てています。なお、第2章2(2)は第1期計画の体系に従った記載である旨を追記します。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
10	3-5	第1期計画における主な課題について	<p>第1期計画における主な課題として①「地域連携の核となる人材の確保・育成・資質向上」②「小学校から中学校への円滑な移行の効果的な取り組み」をあげているが、これが上位にあげられる課題なのか。「学校支援地域本部」が必要なのか、逆に様々な問題を学校に持ち込んでいないか検証することが必要。</p> <p>②についてもなぜ何故このような事態が起きているのか、小学校と中学校の学校としての機能が大きな隔たりをおこしているがための現象であるとするならば、単なる「連携」ではすまない課題である。「子どもたちの可能性を広げる学校教育の実現を図る」ためには、何よりも学校が本来の機能である「学びの場」「生活の場」としての学校を創造することである。</p>	<p>「第1期計画における主な課題」は第1期計画の体系に沿って記載しております。</p> <p>「学校支援地域本部」は、学校の求めに応じて学校の教育活動を支援するものであり、子どもたちの多様な学習の機会の広がりにも有効なものであると考えております。本部設置校からは「地域の方々が学校現場において学習支援をはじめ多くの活動を進めることで、子どもたちが様々な人との関わりを通して、多くのことを学ぶことができた」「教職員の多忙化の解消にもつながった」などの声が寄せられております。また、学校だけでは解決が困難な課題も出ており、その解決に向けて学校と地域が相互に手を取り合うことで、子どもたちの安全な環境づくりや豊かな学びに繋がるものと考えております。</p> <p>小学校と中学校の接続については、不登校の増加など、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる課題が見られ、その解決のためには小学校と中学校との連携が有効であると考えております。平成23年度より取り組んだ小中連携モデル事業において一定の成果が見られたところであり、地域事情を踏まえながら、今後も小中連携を推進してまいりたいと考えております。</p>
11	4	第1期計画の取り組み状況と課題の記載について	<p>基本的方向2②に「共働き家庭増加に伴う」とあるが、ひとり親家庭も入れるべき。家庭に関わる施策としてこの前提は不可欠。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
12	6	国の動向の記載について	<p>国の教育制度改革における「道徳教育の抜本的改善・充実するための道徳の教科化」とはどのようなことを言っているのか。抽象的でよくわからない。抜本的改善とは？なぜ教科化が必要なのか。</p>	<p>教育再生実行会議が提言を行った「いじめの問題等への対応について」において、「子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する」旨を掲げており、中央教育審議会等の議論を経て、道徳教育の充実が進められています。これらの内容を踏まえ、記載を修正します。</p>
13	6	国の動向の記載について	<p>学習指導要領改訂におけるチーム学校のあり方にある「学校のマネジメント機能の強化」とはどのようなことを言っているのか。学校のマネジメントで最も重要なものは「教育課程のマネジメント」だと思うが、そのことを指しているのか。</p>	<p>「学校のマネジメント機能の強化」は、管理職の適材確保や、主幹教諭制度の充実、事務体制の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化することを指しており、「教育課程のマネジメント」いわゆる「カリキュラム・マネジメント」とは別のものです。</p>
14	6-7	国の動向の記載について	<p>「国の動向」には、文科省が6月13日に公表した「学校現場における業務の適正化に向けて」について記載されていないので追記すべきである。これは、4ページの「⑧学校現場の多忙化解消とさらなる校務効率化」に係る課題に関連する内容である。</p>	<p>国の教育制度改革の状況については、「教育再生実行会議」及び「中央教育審議会」関連の動向を中心に記載しています。</p> <p>なお、教育再生実行会議では、現在「学校現場の教育力を強化するための教師の働き方・業務の在り方とサポート体制について」がテーマの一つに取り上げられ、議論されているところであり、今後の動向についても注視のうえ、対応してまいります。</p>

### ■第3章\_目指す教育の姿

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
15	8	タイトルの表記について	「第3章 目指す教育の姿」は「第3章 目指す仙台の教育の姿」とし、9ページの「3 目指す『仙台の教育の姿』」を「目指す教育の姿」としてはいかがか。	ご意見のとおり修正します。
16	8	市民の育みたい力について	「時代の変化を受けとめる」ことが大前提となっている。確かに「時代状況」の中で生きざるを得ないが、子どもの教育に関わる目標や基本方針を、時代の変化を大前提とすることに違和感を感じる。将来自立した人間になれるようないろいろな力が必要という以前に、一人ひとりの子どもが「子どもとしての今」を十分に生きられるようにすることを大前提に教育を考えたい。そのような意味においても日本が批准している「国連子どもの権利条約」をどのように施策に反映させるかの考察があるべき。 「権限移譲」が今後の仙台市の教育施策の動向に大きな変化をもたらさしめる要素の一つとして考えられるが、その関係の検討が見られない。とりわけ「教育環境整備」において裁量が増すことを前向きにとらえ、課題を設定すべき。	子どもたちが今を十分に生きられるよう教育環境を整えることはもとより重要なことですが、次世代を担う子どもたちが、人口減少社会の到来やICT環境の急速な進展といった変化が激しい社会状況の中を生き抜くためには、「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」が必要であり、目指す姿として示すべきものと考え、第1期計画において「育みたい市民の力」として掲げ、第2期計画においてもこれを継承することとしたものです。これは、「子どもとしての今」を生きることや「子どもの権利条約」の理念とは矛盾しないものと考えております。 また、県費負担教職員の給与等の権限移譲については、移譲後にその課題等を検証し、施策に反映してまいりたいと考えております。
17	8	自らを認め自らを信じる力について	「自らを認め自らを信じる力」はどのようにすれば身に着けることができるのか。この力は他から認められたと自覚するとき心の中に芽生えるもの。つまり「他との関係」の中でのみ育まれるものであって自ら作り出せるものではない。互いに認め合う文化のある集団の中でのみ育まれるもの。子どもたちはそのような集団を作ることでできる知見は有していないのだから、そのような「所属集団」を児童生徒に提供するのが学校の使命と思う。	「自らを認め自らを信じる力」は、多くの他者との関係の中で育まれるものであることから、学校生活はもとより、職場体験活動やボランティア活動等の機会を通して、このような力を育ててまいりたいと考えています。
18	8	育みたい4つの力について	「自ら学ぶ」「自らチャレンジする」「主体的に社会にかかわる」、これらの姿は「自己実現欲求」として現れる姿。そのように生きるべきだと言ってもできるものではない。望ましい自己実現欲求に向かわせるにはそれなりの下支えが不可欠。日々恐怖に震えているような人間にこれらの姿は期待できない。その下支えとは何か。そのおおよその答えは「マズローの欲求5段階説」の中にあると考える。いじめのある集団では、この段階の下位2番目の「安全欲求」が満たされていない。そのような集団の中では仲間と仲良く過ごしたり、仲間から認められるような経験を得ることは難しい。この説では下位の欲求は常に上位の欲求に優先するので、恐怖が支配するような集団の中で自己実現欲求に向かうことは難しい。互いに認め合う暖かな集団の中で児童生徒らを生活させない限り①～④の力を期待することは難しい。	ご意見のとおり、「育みたい4つの力」を育てていくためには、その前提として、お互いに認め合うことが重要です。第2期計画の基本的方向1-ミッション1-施策2「互いを理解し思いやる心を育む取り組みの推進」を中心に、教育活動全体でこのような点を意識してまいりたいと考えております。
19	10	市民の求める「知」に関する調査について	これからの人は糧を得るためには、その時々時代変化に応じて新たな能力を獲得することが求められる。そのためにも仙台市が「学びのまち」となることが望まれる。このような時代にあって、市民がどのような「知」を求めているのか調査などはしているのだろうか。アメリカなどでは、夜間の大学で学位を取り、キャリアアップをしていくことはあたりまえ。例えばそのような構想も考えていてもいいのでは。市民から広く考えを聴くことが必要と思うが。	平成24年3月に策定した第1期計画を効果的に展開するため、平成24年7月に「仙台市民の生涯学習に関する調査」を実施しており、その中で、新たに学習したい内容やその方法などに関する調査も行っております。今後も様々な機会を捉えて市民の皆様のご意見を伺い、「学びのまち・仙台」の実現に努めてまいります。



■第4章\_基本的方向\_「仙台カラー」

No.	ページ	意見分類	意見(要約)	教育委員会の考え方(案)
20	-	全体 仙台カラーについて	杜の都仙台、学都仙台の名声を生かした都市づくりを仙台市政の中心に据え、子どもから高齢者まで仙台に住んで良かったと言われるような街を形成していきたいと思う。現在の社会の変動は激しく教育課題は複雑で多様化しておりその解決には困難な状況が立ちほだかっているが、そのような中「仙台カラー」をしっかり打ち出そうとする姿勢に賛成する。	これまで本市が培ってきた「仙台ならではの教育」を「仙台カラー」としてさらに推進し、「学びのまち・仙台」の実現を目指してまいります。
21	11, 14-15	全体 重点施策のバランスについて	6つの重点施策については、4つの基本的方向全てから網羅されたものとするべきではないか。取り組みむ基本的方向である4分類全ての施策を推進していくためにも、基本的方向4の教育環境からの施策も入れるべきではないか。教育環境からの重点施策がないということは、基本的方向から見ても、全国的に見ても偏っている仙台カラーとなるのではないか。教育環境からの重点施策を入れることにより、構成のイメージ図ともマッチするのではないか。	ご意見を踏まえまして、基本的方向4のうち「教職員がより子どもに向き合える体制づくり」について、いじめ問題を機に本市独自に「いじめ対策専任教諭」等の人的配置を行いながら、学校において教員が子どもに向き合える体制づくりを進めていることから、これをカラー1に位置付けることとします。
22	14	カラー1 重点施策としての位置づけについて	このページは教育の概要と方向を大きく描くところだと思うが、説明に「ソーシャルスキル～やエンカウンターなど、…」とあり、非常に限定的な教育手法を述べていて、違和感を感じる。もっと下位項目の施策等で取り上げてはどうか。同様に、「心の教育」のところでも「ストレスマネジメント」と手法があげてあるが、もし表記するならば下位項目でと考える。今はストレス対処など事後対応、回復をめざした防衛的な教育だけではなく、レジリエンス(折れない心)教育の方が主流になってきているのではないか。 なお、「命と心を守り～」の「守る」の文言には、防御的な意味や受け身の意味が強く感じられる。教育においては、「守る」だけではなく、今後複雑な困難さがいくつも予想されるグローバル社会において、多様な価値感を認め合い、くじけない心、強く未来を切り拓いていくたくましさを育むことが、ひいては命を大切にすることにつながると考えるので、命と心を豊かに育む～」などもう少し広がりを含めた言葉を検討してはどうか。	「仙台カラー」の6つの重点施策については、「教育の概要と方向を大きく描く」ものではなく、4つの基本的方向の中から、今後5年間で特に重点的に取り組む「仙台ならではの施策」を示しているものです。 なお、学校教育の基本的方向として「心豊かでたくましい子どもを育てる」と掲げており、ご提案の「命と心を豊かに育む」ことも含まれているものと考えております。
23	14	カラー1 少人数学級の必要性について	心と命を守り育む教育に関連してだが、小学生などは先生と一緒に遊べるような環境が必要だ。教員多忙化対策として少人数学級の必要は感じていないのか。	少人数学級は子どもと丁寧な関わりができる点で効果的であることは認識していますが、市単独での実現は難しいことから、国に対して定数改善等を要求しているところです。 なお、教員の多忙化は喫緊の課題であることから、カラー1に「教職員がより子どもに向き合える体制づくり」を位置付けることとします。
24	15	カラー4 学校を巻き込まない地域の活性化・取り組みの推進について	「仙台ならではの学び」として「仙台カラー」「6つの重点施策」を掲げているが付け足したように思えるし、それらの施策が本来の学校活動に支障をきたしており、それだけでなく学校に押しつけ行事・応募など様々なことで本来の機能が低下している。今学校に必要なことは本来の役割を回復することです。 学校を巻き込まないでそれぞれ「地域」で地域の活性化やそれぞれの分野での取り組みの強化を進めていただきたい。	地域と連携した活動を積極的に行うことにより、学校だけでは解決できない課題に柔軟に対応することができると考えております。地域の方がゲストティーチャーなどの学習支援を行ったり、登下校時に子どもたちを見守る活動を行ったりすることにより、安全・安心で豊かな教育活動を推進する体制づくりを進めております。 地域と学校が連携し、地域の方々が多くの場合で教育活動に参画することにより、教職員の負担を軽減し、多忙化の解消にも繋がると考えております。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
25	15	カラー4 嘱託社会教育主事について	地域とともに歩む教育の推進では、仙台市独自制度の嘱託社会教育主事活用に言及された点を評価する。中・高教諭の受講率が低い状況や、嘱託社会教育主事の意識や資質のばらつき等の問題点もあるかと思うが、学校教育、社会教育の充実振興にこの嘱託社会教育主事の活躍に期待するところ大である。定年退職した嘱託社会教育主事で結成されているOB会との連携した取り組みが今後の課題と考える。	社会教育に係る専門的な知識を体得している嘱託社会教育主事には、地域・家庭・学校の連携を進めるためのコーディネーター役として大きい期待が寄せられているところです。「地域とともに歩む学校」づくりに向け、地域と学校との連携推進の場面での活躍を教育委員会としても支援・促進してまいりたいと考えております。
26	15	カラー4 地域とともに歩む学校づくりについて	連携・協働により広がる「地域とともに歩む学校づくり」に関連して、保護者や住民に、地域が学校を見守っているという安心感を与えられるような学校づくり・地域づくりを望む。	本市では、子どもたちのより良い学びのために、学校が積極的に家庭や地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」を教育活動の基盤として推進しております。特に、学校支援地域本部事業の展開により、地域ボランティアの方々による登下校時の巡視活動が盛んに行われており、このことで「顔の見える関係」が進み、地域をあげて子どもたちを見守り、育てようとする意識が醸成されています。今後とも、学校支援本部事業などを通じて、地域とともに安全・安心な環境づくりを進めてまいります。
27	15	カラー4 地域との連携による子どもの居場所や安全の確保について	連携・協働により広がる「地域とともに歩む学校づくり」に関連して、核家族の共働き世帯には、放課後の子どもの居場所の確保、また通学路の安全など、目の届かない場所での子どもの安全への不安があり、また地域の力を活用できているかは、学区によってばらつきがあるように感じる。宮城県内の離島で調査した際、教員が学校から船着き場まで毎日往復して通勤するため、教員と住民が日常的に会話を交わし、住民と学校が共に子どもを見守る環境がつけられているという話を聞く。こうした学校と地域の関係が、仙台市内の学校、地域、家庭の間にも築かれることを望む。	「安全で安心な学校づくり」は、本市の重点事項の一つであり、学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にし、子どもたちの安全確保の充実を目指しております。地域につくられた学校の応援団である「学校支援地域本部」では、地域の方々为学校支援ボランティアとして、子どもたちの登下校時の巡視等へ協力いただいたり、地域との連携行事等を行うなど、学校と地域が連携しながら、子どもの豊かな教育活動が展開されております。今後とも、学校や地域の実情を踏まえながら、こうした取り組みがより一層推進されるように努めてまいります。
28	15	カラー5 カラー6 重点施策としての位置付けについて	カラー5「アート・学び～プロジェクト」と6「伊達な文化～」は、地域にまつわるソフトの拡充や整備、という意味かと思うが、地域の魅力再発見と活用など大きな項立てのものとの施策の一つなら分かるがあえて「アート」と「歴史・伝統」のみを項立てしてカラーの一つに添えるところに違和感を覚える。 また、「アート」は現代アートだけではないし、ともすると制作するのみのアートにとられる誤解される恐れがある表記か考える。これまで仙台市が特に現代アートを中心とした町作りをしてきている印象は受けないが、なぜここに大項目として出現するのが分からない。基本的方向や施策の一つとしてなら理解できる。 学校教育にとって、「見える学力」だけではない自己表現全般を含めた表現活動や発信はとても大切だと思うし、地域のよさを再認識して地域の中で自己有用感を得られる子どもが生まれるような方向付けをするような文言を願う。	「仙台カラー」の6つの重点施策については、「大きな項目」ではなく、4つの基本的方向の中から、特に今後5年間で特に重点的に取り組む「仙台ならではの施策」を示しているものです。 なお、カラー5のアートプロジェクトは、平成28年度より、「せんだい・アート・ノード・プロジェクト」として取り組んでいる事業であり、アートによる人材育成を目指しております。
29	15	カラー6 政宗が育んだ伊達な文化のストーリー発信等について	伝統文化の発信・活用の場面で日本遺産に認定された「政宗が育んだ伊達な文化」のストーリーを市民や観光客にわかりやすく伝えられるかどうか、課題のように感じた。文化財や伝統文化を地域活性化のために活用することを目的とする日本遺産という取り組み自体が抱える課題でもあるが、文化財やそうではないものもセット化してそこに意味を生み出そうという点、また、4つの自治体が関わりながら、膨大な数、多様な分野の、場所も点在する文化財群を構築している点から、市民や観光客が瞬時にストーリーを理解し、イメージしやすい形に、工夫していくことが課題のように感じた。こうした取り組みをきっかけに、文化財が市民にとってもより身近なものになってほしい。学校教育における文化財の積極的な活用も望む。	日本遺産に関しては、4市町の連携により、魅力あふれる様々な文化財を整備・活用し発信することにより、地域の活性化につながるよう、学校教育における活用も含め、具体的な取り組みを検討してまいります。

■基本的方向1「学校教育」

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
30	11-17	構成について	「基本的方向1」の「ミッション1～6」の配列と「6つの重点施策」の配列との整合性がとれていない。重点施策を読んだ人の多くは、「第2期は『カラー1 命と心を守り育む教育』を最重要施策にしたのだろう。」と思うだろう。もし、そうであるならば、「基本的方向1」の「ミッション1」は「豊かな心の育成」になるべきである。市教委事務局は、「6つの重点施策」の番号は重要度順ではないというかもしれない。しかし、そういう説明がないならば、読み手は重要度順ととらえるものである。	学校教育のミッション1に「未来の創り手となるための力の養成」を位置付けたのは、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」の3つをバランスよく育むことで、社会の一員として変化の激しい社会をたくましく生きる力を育むこと、つまり第3章で掲げた育みたい市民の力「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を育むことにつながるため、このような構成にいたしました。ご意見を踏まえ、いじめ防止対策の重要性から「豊かな心の育成」をミッション1に位置付けることとします。
31	16-17	項目のまとめ方について	いじめ防止・自死予防・不登校対策推進と性質の異なるものをひとくくりにはできないと思う。それぞれ項目立てをし、まとめていくべきではないか。	「いじめ」を背景として「不登校」になるなど、これらは密接に関係するものであり、対策を推進するにあたって関連性を持ちながら対処する必要があることから、1つの項目にまとめております。
32	16-17	少人数学級について	1学級の定数を30人以下にすることが学力向上・いじめの解消・不登校児童の対策であると考えている。	少人数学級については、子どもと丁寧なかかわりができるという点で一定程度の効果があるものと認識しておりますが、本市としては、最優先事項であるいじめ防止対策を進めるため、平成28年度より「いじめ対策専任教諭」等を国の加配を活用し、市立小中学校等に増員配置したところです。
33	16-17	少人数学級について	いじめや不登校の解消には少人数学級をできるところから始めてみればよいと考える。	これに加えさらに少人数学級を実施するとなれば、相当数の教員の増員と教室等の整備が必要となりますが、国の加配の枠を超えた人員の配置は、市独自の多額の財政負担が生じるという課題もあることから、より慎重な検討が必要であると考えております。
34	16-17	少人数学級について	いじめ防止、自死予防、不登校対策、個に応じた指導のためにも、すべての学年で35人以下学級を希望する。	
35	16-17	少人数学級について	幼児期からの切れ目のない教育の推進について、幼・保と小学校、小中の教育の連携は学力向上というよりは一人ひとりに即した教育の営みを確保するうえで大切なこと。わかる授業へのきめ細かな対応でこれまでの事業の中に含まれていなかったものとして1学級の児童生徒数を35名以下にすることを目指すことが必要。教育支出は毎年多額の予算残額を出しているため実現へのハードルは高くなく、権限移譲の中で最優先に取り組むべき教育条件整備である。東北地方でも宮城県以外が何らかの手立てを進めている。空き教室が増加傾向にある今達成のまたとない機会でもある。	
36	16	いじめ・不登校防止対策等の教員の活動について	いじめ対策や地域連携、不登校対策等の担当教諭は配置されているが、具体的な動きが徹底していないように思える。心の健康教育推進の再検討をお願いしたい。	いじめ対策等の担当教諭が学校組織の中で効果的に機能するよう徹底してまいりますとともに、研修の充実等も図ってまいります。また、各学校の取り組みが保護者や地域にも伝わるよう検討してまいります。
37	16	いじめ防止関連の表記について	自死を引き起こした自治体の覚悟や緊張感が感じ取れない。13歳の中学生が何を訴えたかったのか真摯に受け止め行政として本人に答えるとするならばなんなのか明らかにしてほしい。	本中間案にも記載しているとおり、二度とこのようなことが起こらないよう、子どもの命を守ることを何より大切に、再発防止に真摯にそして全力で取り組んでまいります。
38	16	いじめ防止キャンペーンについて	いじめ防止キャンペーンという言葉と企画に違和感を感じる。キャンペーンをすればいじめが解消されるわけではない。大切なのは教職員と児童生徒の向き合う機会の確保と、教職員皆が一人ひとりの児童生徒を大切にしているというメッセージが届くようにすることではないか。のぼり旗やプロジェクトではないと思う。	いじめ防止キャンペーンは、いじめの未然防止、啓発活動を目的に学校・家庭・地域が連携し取り組みを進めているものです。キャンペーンを機に児童生徒の意識を高め、学校からの意見を吸い上げ、いじめ防止対策がより充実したものになるよう取り組んでまいります。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
39	16	いじめ防止対策について	「自死事案を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう」と決意したわりには今後の方向性・取り組みを読む限り依然として学校・担任任せの姿勢になっている。もっと深く論じてほしい。	本事案において、いじめを受けた生徒が感じていた苦痛等の心情を十分に酌みとれていなかった、組織として情報を共有し対応することができなかったという問題があったことから、学校組織をあげて積極的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組むこととしております。 教育委員会としても、いじめ不登校対応支援チームによる全校巡回や24時間いじめ相談専用電話の設置など、集中的かつ総合的な対策を行い、いじめ防止に全力で取り組んでいるところです。
40	16-17	スクールカウンセラーの役割について	スクールカウンセラーは月に2回しか来れないのであれば、カウンセリングルームにいないだけではなくもっと積極的に子どもたちに存在をアピールし、顔を覚えてもらい親しくなるよう働きかけることが必要ではないか。大変なことではあるが、相談しやすい環境・仕組みづくりをつくっていただきたい。	スクールカウンセラーは、相談・カウンセリングはもちろん、授業や休み時間の児童生徒の状況観察、行事・給食時間への参加等、児童生徒との触れ合いを図りながら対応を行っているところであり、今後も児童生徒にとって効果的な相談環境・体制づくりに努めてまいります。
41	16-17	全校生徒へのカウンセリングの実施について	年に一度は全校生徒と5分程度の面談（ピア・カウンセリング）を実施し、不安の芽を摘むことがベストだと感じている。カウンセラーの数が足りないのであれば、傾聴トレーニングができる方をお願いすることも考えてほしい。	各学校において、児童生徒の抱える不安や悩みを早期発見・早期対応するため、スクールカウンセラーや教育相談担当者・担任等による個別の面談の実施に努めているところです。 今後とも、教員の相談技術、対応能力の向上にさらに努めるとともに、スクールカウンセラー等への相談機会を確保してまいりたいと考えております。
42	16-17	スクールソーシャルワーカーの増員等について	「心の不調を生じた児童生徒に対する教員の相談対応方向上を図るとともに児童生徒がストレスの予防や対処の仕方を学べるようストレスマネジメントの手法を取り入れる」としているが、子どもたちに自己管理を要求し、教員に対応力を求めるだけで解決すると思っているのか。スクールソーシャルワーカーの任務が大きな成果を上げていると聞いているので増員と待遇改善を併せて進めてほしい。	スクールソーシャルワーカーについては、平成26年度から教育委員会に1名を配置し、平成27年度は2名増員し3名に、平成28年度はさらに2名増員し5名体制により学校・児童生徒・保護者に対して福祉的支援を行っているところです。 今後も活用状況を見ながら配置人数等について検討してまいります。
43	16-17	スクールソーシャルワーカーの増員等について	スクールソーシャルワーカーのニーズが高く、実績をあげていると聞く。今後も増員を願いたい。現在は女性5名での構成されているとのことだがいろいろな生徒がいるので男性も必要だと思う。	
44	16-17	貧困問題対策について	貧困の問題は避けて通れない問題。スクールソーシャルワーカーをコーディネーターとして、学校をプラットフォームにして具体的に取り組んでもらいたい。この問題は不登校、ひいてはひきこもりの問題とも大いに関連のある問題。十分な体制が整わなくとも取り組むことはできるところはある。	教育委員会配置の5名のスクールソーシャルワーカーが、学校等の求めに応じて児童生徒・保護者の福祉的支援を行っているところです。 今後も、学校・保護者・スクールカウンセラー・関係機関等とのコーディネートを行い、ケースに応じたより良い対応を行うよう努めてまいりたいと考えております。
45	16-17	不登校対策について	依然として「学校復帰」に向けた支援が前提とされているが、不登校を生む背景と不登校状態にある児童生徒への「学びの保障」を課題としてきちんととらえて欲しい。	不登校児童生徒への「学校復帰」に向けた支援を続けるとともに、潜在的な不登校児童生徒・不登校傾向が見られる児童生徒に対し、学校における「学びの場」の提供や個別指導の充実を図りながら、不登校の未然防止・学力の保障に努めてまいります。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
46	16-17	不登校対策について	「健やかな体の育成」にも「豊かな心の育成」にも、保健室の役割や位置付けについての言及がない。不登校の子どもたちの貴重な居場所となっている保健室を相応に位置づけることが必要。	子どもたちの課題が多様化する中、健やかな体や豊かな心の育成を推進するため、今後も学校保健活動のセンター的役割を果たす保健室での健康相談や保健指導の充実に努めてまいります。 また、保健室を居場所としている子どもたちが、学級に戻ることができるよう適切な支援を行うなど、不登校の未然防止に努めてまいります。
47	16-17	引きこもり対策について	学びに困難を抱えている児童生徒や、市民の学び直しへの支援を掲げているが、「ひきこもり」と言われる方々への対応が全く見えない。そもそも人数を把握しているのか。公的な支援は現在どのように行われているのか。市民センターで生涯学習をしていけば解決する問題ではない。具体的施策を示すべきだ。	不登校児童生徒の中で引きこもり傾向の子どもに対しては、適応指導センター「児遊の杜」において訪問対応を行っているところであり、スクールソーシャルワーカーも活用しながら家庭への支援も行ってまいります。 今後、ひきこもり支援を担当している健康福祉局とも情報共有を行いながら、学びたいと考える子どもや市民に対し、多様な学びの機会や活躍の機会を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。
48	17	人権教育について	「人権教育」については「指導計画」は教育委員会、各校にはあるのか。いじめ問題、LGBT、障害者、外国籍の子どもへの差別など全てに個別に取り組むことは不可能。根底にあるのは「人権問題」。この問題に取り組むことは、学力向上にもつながる。	各学校において、人権教育のための全体計画や年間計画を作成しています。様々な人権課題に対応するため、児童生徒一人ひとりが活用できる人権教育資料「みとめあう心」を作成し、毎年小学5年生、中学1年生に配付し、人権教育の充実に努めております。
49	17	学校教育現場以外の道徳教育について	道徳の教科化は時代の要請。教育現場だけでの指導では、社会ルールや行動規範を理解させることはできない。社会全体で子どもを育てていくことが重要であることを、学校教育現場だけでなく今後の取り組みの中で広く啓発していただきたい。	道徳教育を推し進める上で、学校と家庭・地域との連携・協力は不可欠であると認識しております。例えば、授業参観の際、保護者や地域の方々とともに命の尊さについて考える道徳の授業を実施したり、学校ホームページや学校だよりなどで広く発信したりするなど、啓発に努めてまいりたいと考えております。
50	17	情報モラル教育の充実について	情報モラル教育をぜひ力点をおいて取り組みんでいくことが大事と考えているので、中間案を評価する。ただ、中学生だけでなく小学校高学年などの子どものスマートフォン保持率が高くなっているようで誹謗中傷やいじめのきっかけになるような事案も懸念されるので、今後PTAなどとも連携して真剣に未然防止策を話し合う土俵づくりにリーダーシップを発揮していただきたい。	平成28年度に情報モラルに関する家庭用リーフレットを改訂し、学校を通じて各家庭に配布したところであり、スマートフォンの使い方について家庭におけるルールづくりも含め啓発しております。 今後とも、教育委員会として、PTA等に積極的に啓発を図ってまいりたいと考えております。
51	17	ICTの有用性について	ICTの危険性だけ説くのではなく、有用性についても重視する必要があるのではないかと史料する。	これからの社会においては、ICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められることから、今後、その危険性だけではなく、ICTを適切に有効活用するという視点も重視し指導を行ってまいりたいと考えております。
52	17	プログラミング教育について	ICTの発達によってあらゆる環境が劇的に変化するであろう新たな時代を生きる児童生徒に必要な資質や能力を育むため、ICTの原理や思考法等を子どもの頃から学ぶことは有益と考える。ICTを活用した教育のみならず、プログラミング教育についても採用していただきたい。民間講師等を起用した課外授業等を実施し、関心を持って自らプログラミング教室に通う児童生徒が現れればICTエリートの実現の一助になる。	プログラミング教育の在り方については、国の有識者会議でも、次期学習指導要領を見据えて議論されているところあり、本市においても、国の動きを踏まえながら、プログラミング教育の取り組みについて検討を進めていく必要があると考えております。
53	18	食育について	食育については栄養バランス、規則正しい習慣等のほか、「食の自立」を掲げてほしい。ひとつは、低年齢から最低限の食事作りができることであり、厳しい親の生活の影響下で育つ子どもたちの「生きる力」の育成に資する。もう一つは今日的要請として遺伝子組み換え食品や添加物などからの害から食生活をまもるための力を育みたい。	学校給食や各教科における食に関する指導により、食の大切さや安全についても理解を深めながら、健康保持増進につながる食習慣の定着に努めてまいります。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
54	18	学校給食について	望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進に関連して、学校教育の一環である給食との関連が見られない。	学校給食は、学校における食育の重要な教材であり、給食時間はもちろんのこと、各教科との連携も含め、食育の中心的な役割を担うものです。給食との関連については、現在策定中の「仙台市健やかな体の育成プラン」に掲げることを考えており、食育の具体的実践的な取り組みを掲載した「食に関する指導の手引」を活用しながら食育を進めてまいりたいと考えております。
55	19	幼保・小連携について	幼保・小の連携は必要だと思うが、幼児に小学校始期のカリキュラムを活用するのではないかと危惧している。くれぐれもそのようにならず、スムーズに生活が移行できるような中身であってほしいと思う。	幼保・小連携は、入学直後の小学校生活への円滑な移行を目指しているものです。幼保・小の職員が話し合いながら、入学前までに身に付けたい基本的な生活習慣や、幼保の活動で小学校に取り入れられることなどを明らかにし、円滑に小学校生活に移行できるよう、幼保・小の連携を実践してまいりたいと考えております。
56	19	標準学力検査について	学力検査は10年間も続けたので研究の成果をしっかりとまとめ終了させるべき。	標準学力検査の10年間の積み重ねにより見えてきた成果と課題をもとに本計画を策定するとともに、現在、新たな「確かな学力育成プラン」の策定を進めているところです。標準学力検査については、経年変化も含めて児童生徒の学力の定着状況を的確に把握して指導に生かす必要があることから、今後も継続する予定としております。
57	19-20	低学力層への対応について	毎年の標準学力検査の結果にも表れている低学力層への施策が見えてきていない。家庭の経済力が学力に及ぼす影響の大きさは広く理解されているところであり、低学力層への対応は、社会的責任である。	少人数指導やチーム・ティーチングなどきめ細かな指導を行うことにより、一人ひとりの学習状況に合わせてながら、基礎的知識の習得等が確実にできるよう努めるとともに、長期休業中や放課後等に補充学習ができるような体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。
58	19-20	分かりやすい授業の実施について	標準学力検査の結果を分析すると、全体として下位層が年々増加している。子どもたちに基礎的学力が定着していない証拠。市教委が学校や家庭に責任転嫁して教育条件整備を怠ってきたことの表れだ。21ページで「主体的に取り組む姿勢が必要」と表記されているが、子どもに責任の一端があるかのような記述には問題がある。勉強が分からない子どもたちのうっ憤やストレスに耳を傾け、どの子どももわかる授業ができるよう教員増に舵を切ってほしい。	学力の下位層が増加している中、基礎的学力の定着は重要であると考えており、分かる授業づくりや個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、学習が遅れがちな児童生徒への個別指導やグループ指導、学習内容の習熟程度に応じた指導などの実施により、基礎的知識・技能の確実な習得の徹底を図ってまいりたいと考えております。
59	19-20	教員の人的配置について	分かる授業づくりや個に応じたきめ細かな指導を目指すのであれば、ワーク類などのものを与えればよいということではなく専科教員の配置や1クラスの人数を減らすなどの思い切った施策を講じてほしい。特に理科専科の配置を望む。	教員の人的配置については、教育施策全般の中で優先順位を考慮しつつ、学校の実情に応じて配置してまいりたいと考えております。 なお、理科については、小学校4～6年生の理科の授業における観察・実験活動の充実と教員の指導力向上を目的として「小学校理科学習アシスタント」を配置しているところです。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
60	19-20	児童生徒の学力について	<p>①「仙台市標準学力検査の結果では、7割から8割の児童生徒が目標値を上回るなど概ね良好な傾向を示しているものの、基礎的知識の定着が不十分な児童生徒も少なくない」と現状分析していますが、これは、2割から3割の児童生徒のことを示しているのか、それとも概ね良好な児童生徒の中にも不十分な状況があるのかを明らかにすることが必要。これは「基礎的知識」や学習の質が問われているからである。</p> <p>②「主体的な学習態度」が強調されているが、現在多く進められている学校や家庭学習におけるドリル形式などによる「学習」が果たして「主体的な学習態度」なのか。これまでの10年にわたる標準学力検査によって傾向と対策は十分に備わっており子どもたちに定着していない基礎知識とそのための指導方法等についても長年にわたっての現場教師による検証が現在も継続されており、今後その必要性はない。</p> <p>③今後の方向性・取り組みでは、「学習が遅れがちな児童生徒」への支援も含めて掲げますが、基本的には今までと同じことの継続になっている。これでは今仙台市が抱えている「豊かな学力」の向上には繋がらない。</p> <p>④少人数指導は「小学校1・2年」で実施されてるが、すべての学年ですべての教科で行われるためには制度として35人学級の導入などを行うとともに、これを機会に「豊かな学力」の育成のために教育委員会として何が必要なのか検討することが必要ではないか。</p>	<p>①標準学力検査の結果、2割から3割の児童生徒は基礎的知識の定着に課題があると考えております。また、標準学力検査を丁寧に分析することにより、概ね良好と考えられる児童生徒の中にも、教科や内容によっては、基礎的知識の定着に課題がある場合も見えてくるものと考えております。</p> <p>②「主体的な学習態度」については、本市では「学習意欲」ととらえ、東北大学との連携による科学研究を通して、確かな学力の育成に向けた改善方策の検討を進めているところです。学校現場において様々な実践が行われておりますが、客観的なデータによりその取り組みを補強するものとして、標準学力検査の実施が今後も必要であると考えております。</p> <p>③「学習の遅れやつまづき等の課題」については、放課後や長期休業中の補充学習などの充実を図る事業を現在検討しているところです。</p> <p>④確かな学力の育成については、「豊かな学力研修委員会」において、標準学力検査の結果分析を踏まえた課題改善方策を、分析シートの配付と提案授業を通して教員に周知しております。各教科の専門に優れた教員が、課題改善方策について具体的な提案をすることを通して、教科の授業モデルを示し、授業改善を図っているところです。</p>
61	19-20	読書啓発について	<p>今日的要請として、「メディアリテラシー教育」「主権者教育」についての施策が求められる。「読書力」、豊かな本との出会いの機会をどう位置づけるのか、教育環境の整備とも関連するが、図書室の整備とともに読書啓発にどのように取り組むのかは学力の根を耕すこととなる。</p>	<p>メディアリテラシー教育や主権者教育など、新たな教育が求められる中、子どもの育ちにとって読書の持つ力とその力を育む環境整備は重要であると認識しており、現在策定中の「仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）」により、家庭、地域、学校、図書館が連携しながら取り組みを推進していくこととしております。</p> <p>また、学校図書室については、司書教諭を中心に学校図書事務員の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しみやすい環境づくりを計画的に行っております。豊かな本と出合う機会を作るために、担任をはじめ、保護者や地域住民のボランティアによる読み聞かせを行ったり、市立図書館員によるブックトークなどを行ったりするなど、児童生徒の読書啓発に努めております。</p>
62	21	学校教育の柱について	<p>本市学校教育の柱は、重要6科目の学力アップにある。①英語（日本一の教育へ充実をはかる）、②国語、③算数（欠席した子どもの補充指導を）、④理科（食育を含む）、⑤社会（職場の見学、地域との交流、日本を作った偉人伝、防災教育）、⑥道徳（命の大切さを特に指導する。）。</p>	<p>本市では、社会で生き抜く力、すなわち「基礎的知識」はもちろんのこと、思考力、判断力、表現力等の「応用力」、主体的に学習に取り組む態度である「学習意欲」などを含む広い意味での学力を「豊かな学力」ととらえ、その育成という観点に基づき、すべての子どもたちの可能性を広げるため、様々な施策を幅広く実施しているところです。</p>
63	21	教育の本来の目的について	<p>ミッション1として「未来の創り手となるための力の養成」をあげているが、教育の本来の目的は「人づくり」なのか。改定された教育基本法でも教育の目標として、第一に「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とあります。見直しが必要ではないか。そもそも「心豊かでたくましい子ども」という表現でいいのか。</p>	<p>本市では、子どもたちに、社会の一員としてたくましく生きる力を身に付けさせることが重要と考えており、人や社会との関わりを大切にしながら、社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台自分づくり教育を推進しているところであり、今後も、基本的方向1にこの趣旨を表し、取り組んでまいりたいと考えております。</p>



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
64	21	発達段階における職業観の醸成について	自己肯定感の数値が低い傾向が仙台市の子どもたちに指摘されているようだが、いずれ将来社会人になる子どもたちには、学年の発達段階に応じた職業観を身につかせ自立心を培うことは、大人の責任として大切な視点だと思う。	本市が推進しております「仙台自分づくり教育」において、発達段階に即しながら職業に関する学習を進めております。特に中学校における職場体験活動は、働くことと学ぶこと、自分の生き方について理解する学習として、地域の方や企業等と連携を図りながら、取り組みを進めております。また、「たくましく生きる力育成プログラム」授業プランの推進により、自己肯定感を育む学習を進めております。
65	21	子ども体験プラザ事業等の継承について	仙台子ども体験プラザはじめとした事業等は、一般企業や協力団体の理解協力がなければ成立しない側面もある。そのような関係機関と定期的計画的な情報交換を密にして継承に努めることを願う。	仙台子ども体験プラザ事業や職場体験活動等においては、協賛企業や受入事業所との連携が欠かせないものと考えております。また、仙台子ども体験プラザのステューデントシティ協賛企業とは定期的に情報交換会を行うなど、プログラム実施上の課題について改善を行っております。平成28年度には「仙台自分づくり教育アワード」を開催し、職場体験活動の受入事業所を表彰したところですが、今後さらさらに企業等との連携を深める努力をしまいたいと考えております。
66	21	子ども体験プラザについて	「未来の創り手となるための力の養成」に係る主な事業として、「自分づくり夢教室、仙台子ども体験プラザ事業、楽学プロジェクト」が明示されている。「自分づくり夢教室」と「楽学プロジェクト」は任意希望制であるが、「仙台子ども体験プラザ事業」は悉皆強制である。後者の事業も、子どもや学校の希望に応じてチョイスできる事業にしていきたい。	仙台子ども体験プラザ事業は、協賛企業からの支援をいただきながら、全小・中学校で実施しております。ボランティアとして参加した保護者や市民の方からも高い評価をいただいております。また、実施した学校の報告書においても、児童生徒の活動意欲が高く、貴重な学びの場となったという意見も多くあり、地域や家庭、企業と連携した本事業は、仙台らしさを生かしたものと考えております。 今後とも、「仙台自分づくり教育」の中心事業の一つとして、児童生徒一人ひとりが勤労観・職業観を育み、自立する力を身に付けられるよう、全児童生徒を対象に本事業を実施してまいります。
67	21	子ども体験プラザ事業について	「自分づくり教育」について、中学校の教員から職場体験や子ども体験プラザ事業にかかる業務が多いと聞く。授業の準備のほかにも部活動や進路指導・生徒指導など、余裕が全くない。「子ども体験プラザ事業」を強制ではなく一般の市民や子どもたちに開放すべき。	仙台子ども体験プラザ事業は、協賛企業からの支援をいただきながら、全小・中学校で実施しております。ボランティアとして参加した保護者や市民の方からも高い評価をいただいております。また、実施した学校の報告書においても、児童生徒の活動意欲が高く、貴重な学びの場となったという意見も多くあり、地域や家庭、企業と連携した本事業は、仙台らしさを生かしたものと考えております。 今後とも、「仙台自分づくり教育」の中心事業の一つとして、児童生徒一人ひとりが勤労観・職業観を育み、自立する力を身に付けられるよう、全児童生徒を対象に本事業を実施してまいります。 なお、仙台子ども体験プラザは、学校の年間指導計画に基づいて事業を実施するための学校教育施設であり、一般に開放することは考えておりません。
68	21	自己肯定感について	自己肯定感が低いことを懸念している。今後の方向性・取り組みに「総合学習の時間等を活用した学びを進める」とあることに違和感を覚える。学びの過程こそ大事にされるべきであり、学校生活の様々な場面で教師が一人ひとりのよところに気づきほめること、学級全体でこの存在が大事にされていることを実感することが教育の営みであるのに教員には今一人ひとりに向き合うゆとりがない。視点を変えて、教育委員会としてどのように教員の願いを汲んでいくのか表現の修正を求める。	自己肯定感は、学ぶ意欲や学力とも関係の深い重要なものであると考えております。小学校における社会人講話「夢教室」や中学校における職場体験活動などの実施により、人や社会との関わりを大切にする力を育むことで、自己肯定感を高めていけるよう、発達段階に即した「仙台自分づくり教育」を一層推進してまいります。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
69	22	自己肯定感について	<p>子どもに対し、「あなたにとって大事なことは何ですか」「なにが幸せですか」「どんな生き方をしたいのか」といった問いかけは非常に大切。「どんな仕事をしたか」といった問いかけが多く、逆にうまくいかないケースに結び付いている。職業よりも、まずは「どんな生き方をしたいか、どのような手段で社会貢献をしていきたいか」をよく考えることが大切。</p> <p>日本の教育は集団生活の中で行われ、協調性を育まれるなどのプラス面がある一方で、自分らしさや個人の幸せを尊重するということが育ちにくいのではないかと。子どもたちの多くは大人になるまでに何度も親や周りから夢を否定され続けて成長している。</p> <p>子どもたちの持つ「個」の素晴らしさに気づくためには、もっと周りの大人が子どもに対する接し方を見直す必要がある。オランダの「多重知性論教育」のように、自分の得意なものや強みを認識してそれを活かし世の中に貢献する人材を育てるような教育をすると、他人と自分を比べて自信をなくすこともなくなり、自己肯定感も上がる。オランダの教育のあり方が仙台市の教育計画にプラスされることができれば必ず子どもたちの自己肯定感が上がると考える。</p>	<p>本市では、児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、「仙台自分づくり教育」を推進しております。</p> <p>この取り組みの一つとして、小中学校における職業講話を行い、講師から夢をもつことの大切さはもとより、周りから感謝される喜びなどを聞くことにより、様々な視点から将来を考えることにつながっています。</p> <p>また、中学校におけるファイナンスパークでは、社会人としての生活設計を考える活動を通して、必要な情報を選択し判断する力を育成しております。さらには、たくましく生きる力育成プログラムを作成し、授業の中で、自己肯定感や自己有用感などを高めることができるようにしております。</p> <p>今後も、このような取り組みを通して、より一層、児童生徒が個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人・社会の一員としてたくましく生きる基盤が育まれるように努めてまいりたいと考えております。</p>
70	22	防災教育について	<p>仙台版防災教育副読本はよくまとめられていて勉強になる。当法人が市民協働で作りに上げたゲームやプログラムを防災教育のツールとして活用いただき感謝している。今後も東日本大震災のことを未来の子どもたちへ伝えていく必要があると思う。</p>	<p>平成27年度から、市内全ての小中学校を順次「研究推進取組発表校」に指定するなどし、防災教育の定着化、継続化、自校化を図っているところだ。</p> <p>また、28年度内に「防災教育実践ガイドブック」を作成するとともに、仙台版防災教育副読本については、今後も改善を加え改訂を図ってまいります。</p>
71	22	防災教育について	<p>震災で体験したことは防災教育以外に放射能汚染を外してはならない。防災教育だけに絞ることは原発事故に蓋をすることと同じ。子どものいじめもある中で無視してはならないことだと思う。</p>	<p>仙台版防災教育では、震災の教訓を踏まえた「自助」「共助」の防災対応力を養うことを目的に推進していますが、これとともに東日本大震災の体験・教訓を将来に引き継いでいくことや、被災各地からの避難してきた子どもも含め、児童生徒の心のケア、思いやりの心を育むことも大切なことと考えております。</p>
72	23	計画の学校現場への浸透について	<p>大変理想的な基本計画。現場で実践できれば素晴らしい教育環境になると思う。現状では、グレートタイプのお子さんや、少し勉強に遅れが出るとすぐに支援学級をすすめられたりする場合があるので、特別支援コーディネーターや現場の教師の方々さらに校長先生へこの基本計画の共有が進めば、きっともっと子どもたちも学びやすい環境になるだろうと考えている。</p>	<p>本計画はすべての教職員に周知し、認識の共有とともに実践化を図られるよう努めてまいります。</p>
73	23	通級学習の支援の充実について	<p>通常学級に在籍している発達障害の子ども「通級」などについてはさまざまな課題がある。せめて同じ学校の中で「支援教育」と「通常学級での教育」とが両立できるようにすること、または学科を教えることができる教員による支援員の充実を図るべき。</p>	<p>通常の学級に在籍している発達障害などの特別な配慮を要する児童生徒が増加していることから、専門スタッフの配置を進めるなど、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>

No.	ページ	意見分類	意見(要約)	教育委員会の考え方(案)
74	23	支援を要する子どもに対する対応について	インクルーシブ教育システム推進への姿勢は共感したが、支援を要する子どもの特徴はそれぞれ異なることから、普通学級に在籍する場合においても不利のないよう支援してほしい。自治体によっては特別支援に堪能な教員を配置し「通級室」を設置している。仙台市においてもこの制度に前向きに検討していただきたい。	インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どももいない子どもも可能な限り共に学ぶことができるよう配慮するとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を充実させることが必要とされております。本市においては、通級による指導も含め、これらの教育の場をこれまでも整備してきており、今後も充実に努めたいと考えております。
75	23	特別支援学級の人員配置・定数について	インクルーシブ教育の理想に近づけるのであれば、人を増やしていくしかない。スタッフの増員をお願いしたい。特別支援学級の定員を多くてもせめて6名までにしてほしい。	特別支援教育に関する専門スタッフとしては、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士や特別支援教育指導補助員・支援員・介助員等を配置してきており、今後も必要に応じて充実に努めてまいります。
76	23	特別支援学校の充実について	職員に看護師・PT・OT・ST・スクールカウンセラー等を正規職員として配置のうえ、市立の聴覚支援・視覚支援・肢体不自由の特別支援学校設置を望む。	特別支援教育に関する専門スタッフとしては、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士や特別支援教育指導補助員・支援員・介助員等を配置してきており、今後も必要に応じて充実に努めてまいります。 なお、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由の特別支援学校については、県立の学校が既に設置されていることから、本市として新たに設置することは考えておりません。
77	23	特別支援学校の充実について	仙台市内の特別支援学校の設立を希望する。インクルーシブ教育は結構だがその実行には環境と人員が足りない。鶴谷支援学校も満員と聞く。また、医療ケアを必要とする子どもたちのためにも、支援学校が必要だと考える。	特別支援学校の教育環境の整備については、これまでも宮城県教育委員会に要望するとともに、本市としても県立特別支援学校の分校設置など、可能なものについて協力してきております。宮城県と仙台市の役割分担のもと、相互に協力してきており、今後もその方針で取り組んでまいります。
78	23	特別支援学校の充実について	特別支援の充実を求める。特別支援学校に在籍する児童生徒数は毎年増え続けている。特に人口が集中する仙台圏の県立支援学校は過大・過密な状態で鶴谷特別支援学校に通う児童生徒との間には教育環境の差がある。同じ仙台市民として是正されるべき問題である。市が特別支援学校を新設し、1校あたり100名程度、通学時間を30分以内とするなど、市内の児童生徒が等しい環境で教育を受けられるようにすべき。	
79	23	特別支援学校の充実について	ミッション6「多様なニーズに対応した教育の充実」において「特別支援教育」と「学びに困難を抱える児童生徒や市民の学び直しへの支援」とあげているが、特別支援教育を「インクルーシブ教育システム」という名目のもとで、同じ扱い(国も同様)をしていることは特別支援教育を歪め軽視するものであり問題であると思う。宮城県は、特別支援教育を独立して施策を掲げている。通常学級に在籍している発達障害のある児童生徒への指導と支援が不十分であり、さらには特別支援学校の設立が何よりも求められているにもかかわらず県の責任として新たに設置しようとしないうる施策を見直し仙台市の子どもを直接教育することが必要ではないか。	本市の学校教育において、特別支援教育の充実が重要な課題と認識しており、本計画においても、学校教育の施策の一つとして単独で掲げているものです。通常の学級における発達障害など、特別な配慮を要する児童生徒への対応については、今後の方向性・取り組みに記載のとおり、専門スタッフの配置を進めるなど支援体制の充実に努めてまいります。 なお、特別支援学校については、宮城県と仙台市の役割分担のもと、相互に協力してきており、今後もその方針で取り組んでまいります。
80	23	特別支援学級の定数・人的配置について	特別支援学級の編成基準を6人以下に引き下げ、かつ正規職員を担任につけていただきたい。専門性が問われる仕事なので何年か続けて受け持てる教師で、正規職員を希望する。	特別支援学級の学級編成基準の見直しについては、これまでも国へ要望してきているところであり、今後とも、国の動き等も見極めながら、教育環境の整備に努めてまいります。
81	23	特別支援学級の定数について	特別支援教育の充実のために、1学級の定数を5人以下にすることを希望する。支援員を増やすことよりも教員を増やし、きめ細かな教育をするうえで現在の8名では目が行き届かない。情緒学級は個に応じた対応ができない。	

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
82	23	特別支援教育コーディネーターの専任について	特別支援教育コーディネーターは、学級担任ではなく専任としてほしい。通常学級に在籍している発達障害等を予想される子どもやその保護者、担当教諭との連携をとれる体制をつくってほしい。	特別支援教育コーディネーターは、各学校において特別支援教育を推進していく中心的な存在として重要な役割を担っておりますので、望ましい配置のあり方についても、今後検討をしてみたいと考えております。
83	23	特別支援教育の対象について	いじめ、不登校、学習の遅れのある子どもたちの背景には、障害や家庭の養育環境などを起因とする配慮を要する子どもたちが多く、社会や地域にも差別意識や偏見が厳然としてあることなど、教育の多くの課題の根底には、特別支援教育が掲げる課題と共通している。インクルージョンを目指す特別支援教育にとって、これらの課題を払拭するのに、特別支援教育はある一部の障害のあるなしの子どもたちへの支援だけではないことを、もっと強調してもよいと考える。 不登校には、発達障害の特性のある子どもたちが多くいて、在学中に復帰しても卒業後や高校入学にまた不登校、中退、その後ひきこもりとなり社会的自立ができない人が多いなど、大きな社会問題になっている。学校復帰や予防だけの施策では防げず、その子どもの将来の自立、集団適応だけではない発達特性に合った社会との関わり方や自立のためのプログラム、進路開拓、支援策を模索しないとけないと考える。 将来的には、教育委員会対応範疇の「学校」や中学段階止まりではなく、発達相談の専門機関や就労支援センター、高校の通級指導教室等との連携などが模索されていくといいなと考える。	ご指摘のとおり、特別支援教育は教育活動全般において、すべての子どもを対象として取り組んでいくべきものと考えております。本計画においても「インクルーシブ教育システムを構築する」としているとおり、今後も教育の場や対象の子どもを限定することなく、幅広い取り組みを進めてまいります。また、医療や福祉といった分野との連携をさらに深め、切れ目のない支援を目指してまいります。
84	23	特別支援教育の方向性について	インクルーシブ教育の理念はある程度分かるが、仙台市の現状や課題が不明確な感じがした。特に文部科学省のいう「多様な学びの場」の充実や、障害がある子どもだけではなく「周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子ども」への指導充実、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業などへの記載があってもよいのではないか。 また、「専門スタッフ」の「専門」の名のもとにお任せ状態になる教員は多数おり、ニーズに応じて学校全体をきめ細かに対応できるフリーの教員（特別支援教育コーディネーターなど）の増員やすべての学校に通級指導教室などのシステムがあるといいと考える。特に通常の学級で学んでいる発達障害など特別な教育的ニーズのある子どもたちには、校内で即対応できる通級指導教室のような場や教員の配置が望まれる。	本計画において「インクルーシブ教育システムを構築する」としていることも踏まえ、現在策定中の「仙台市特別支援教育推進プラン」に、具体的な施策の方向性を示してまいります。 教員の専門性の向上や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場については、今後もさらに充実に努めてまいりたいと考えております。
85	23	特別支援教育の充実について	これまで「特別支援教育の推進」が「杜の都の学校教育」の8つの重点事項の一つに掲げられてきたことは大いに評価すべきと考える。特に通常の学級に在籍する発達障害など配慮を要する児童生徒について、障害名があるなしに関わらず支援の対象として学校支援の体制を整え、補助員などの人的支援を増員してきたこと、福祉行政と学校の連携システムや通級指導教室の増加などが着々と行われてきたことは、大いに評価出来ると思うが、そのアピールや必要性や施策があいまいで弱いように思う。	特別支援教育の充実については、重要な課題として位置づけ、今後も取り組みを進めてまいります。具体的な施策の方向性については、本計画も踏まえ、現在策定中の「仙台市特別支援教育推進プラン」に示し、積極的に発信してまいります。
86	23	特別支援教育の表記及び高校支援学校の支援について	特別支援教育は「多様なニーズ」ということの一つとしてではなく「特別支援教育の充実」として独立した項目とし、現状や課題においてももっと多面的に把握すべき。教育環境とも重なるが、「高校支援学校」の新設が急務である。	本市の学校教育において、特別支援教育の充実が重要な課題と認識しており、本計画においても、学校教育の施策の一つとして単独で掲げているものです。通常の学級における発達障害など、特別な配慮を要する児童生徒への対応については、今後の方向性・取り組みに記載のとおり、専門スタッフの配置を進めるなど支援体制の充実に努めてまいります。 また、後期中等教育の特別支援学校については、宮城県と仙台市の役割分担のもと、相互に協力して充実を図ってきており、今後もその方針で取り組んでまいりたいと考えております。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
87	23	特別支援教育の実態に応じた表記について	「特別支援教育の充実」では、「通常学級に在籍している発達障害などがある子ども」に関して「学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもが増えており、その対応の充実が求められています。」と現状や課題が淡々と記載されている。しかし、学校現場の実態は深刻化が進行している。周りからベテランと言われている教諭でさえも、指導しきれない、授業が成り立たない、保護者からクレームがくる、などの問題を抱えている。より実態をリアルにとらえた表現にすべきである。	特別なニーズを必要とする子どもの教育については、対応が困難なケースもあることや、インクルーシブ教育システムを推進する観点からも重要な課題と捉えており、ご指摘と認識は同様であると考えておりますが、現状や課題の記載については、他施策との記載内容とのバランス等も考慮し、原案のとおりとさせていただきます。
88	23	外国人子女等支援事業の表現について	「外国人子女等指導協力者派遣事業」という表現を「外国人児童生徒等指導協力者派遣事業」に修正すべき。	本事業は、外国籍の児童生徒だけでなく、海外からの帰国した日本人の児童生徒に対する支援も目的とするものであることから、事業名については、このことも含めて今後検討してまいります。
89	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	「外国人子女等指導協力者派遣事業実績」の中に、「外国につながる児童生徒数の推移」についてもデータを掲載して欲しい。	本市では市立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数の把握は行っておりますが、現在、「外国につながる児童生徒数」は把握しておりません。
90	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	仙台市では、留学生や国際結婚等の増加に伴い、日本語や日本の生活習慣を十分に理解できない「外国につながる子ども」が増えている。しかし、窓口である教育委員会における多言語対応や、学校における日本語学習支援が十分でないため、希望通りに編入学ができずに不就学となる子ども、転入学しても学校生活に適應できない子ども、日本語習得ができないまま学習の遅れにつながってしまう子ども達が大勢いる。学校や行政から家庭に出される資料の外国語翻訳も整備されていないため、学校の様子がわからず、不安を抱えている外国人保護者も多い。 この現状を改善するためには、教育委員会及び学校現場における人員が圧倒的に不足しており、その支援は市民のボランティア活動に依存している状況である。「学都」「国際都市」を標榜する仙台市として、国籍や言語にかかわらず子ども達が伸び伸びと学び、夢を実現できる教育環境をつくることは重要課題であると考えます。	外国籍の方につきましては、本人および保護者が小中学校への就学を希望する場合は、就学していただくことが可能であり、外国籍の方等で日本語のサポートが必要な場合には、仙台観光国際協会で開催している様々なサポート制度のご案内も行っているところです。 また、外国人子女等指導協力者派遣事業により、外国から編入学する児童生徒の日本語習得の状況や保護者の意向、学校の体制や指導内容等を十分に踏まえたうえで、支援や指導を行っております。当該児童生徒の状況は様々であることから、発達段階や学校での学習・生活状況を考慮しながら、支援・指導を行ってまいります。 また、家庭への配付資料等については、学校からの要請等によって英語で記載する支援も行っており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
91	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	今後の取り組みとして、下記のような具体的な施策を求める。 ・教育委員会における編入学時の相談・コーディネート体制の整備 ・経験を積んだボランティアをコーディネーターとして委嘱し、子どもの日本語能力や支援体制の確認を行う ・資料の多言語翻訳 ・国際学級のない学校での受入支援 ・保護者への支援（お便り、学校行事、PTA活動） ・外国籍であっても日本で進学、就職をしていく子どもたちも増えているため、将来を見据えた学習支援 ・（これまでの主な事業）「ボランティアの方々の協力による母国語による指導・助言を行い」を「母語による指導・助言及び日本語学習支援」と修正	今後、いただいたご提案も参考にしながら、本施策を推進してまいりたいと考えております。 なお、これまでの主な事業の「ボランティアの方々の協力による母国語による指導・助言を行い」の記載は、ご意見のとおり修正します。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
92	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	小学校での外国人子女指導協力者は有意義な制度だと思う。ただ、生活の支援を行うのか、日本語の指導を行うのかなど活動が個人に任されているように思うが、教育委員会として目指すものがあるのか。子どもが必要としている支援と異なるときもあるのではないかと。指導協力者の日本語指導は最低限必要ではないか。小学校中学年以上になると学習する内容も難しくなり、生活レベルでの日本語だけでは授業が理解できないのではないかと。日本語を基礎から学習する機会・システムを作らなくて良いのか。小学校低学年・中学年・高学年がみな同じシステムの中の指導協力でよいのか。学年に応じて配慮すべきことがあってもよいのではないかと。	外国人子女等指導協力者派遣事業では、当該児童生徒の日本語習得の状況や保護者の意向、学校の体制や指導内容等を十分に踏まえたうえで、支援・指導にあたるようにしております。今後も児童生徒の発達段階や学校での学習・生活状況を考慮しながら、当該児童生徒に応じた支援・指導を行ってまいります。 また、指導協力者の日本語指導に関する研修等は実施しておりませんが、指導協力に関する情報交換等を行う場を設けていくことも大切であると考えております。 今後も、学校教員等の担当者を対象とした外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修等を活用しながら、日本語指導等の向上に努めてまいりたいと考えております。
93	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	23ページの日本語指導が必要な児童生徒に対する支援について、現在の「外国人子女等指導協力者派遣事業」の「ボランティアの方々の協力による母国語による指導・助言」だけではなく、日本語学校や大学等日本語教育機関の「人・もの・場所」を有効に活用することはできないか。学校教育と日本語教育機関が連携できれば、対象となる子どもたちの日本語能力の向上が期待できることは言うまでもないが、「教職員の負担軽減」や「教職員の力量・資質の向上」にも繋がるのではないかと考える。また、東北地方の日本語教育機関は仙台市に集中している。関東や関西などの外国人集住地域の実情には詳しくはないが、少なくとも東北地方においては「仙台ならでは」の施策となり、「仙台カラー」を色濃くする一つとなり得るのではないかと。	外国人子女等指導協力者派遣事業では、これまでも指導協力者の登録等で仙台観光国際協会のご協力もいただきながら実施しています。これに加えて外部教育機関との連携による取り組みについては、市立学校における教育課程や学習内容等を踏まえて十分に検討していく必要があると考えております。
94	23	帰国子女・外国人児童生徒等の支援について	指導協力者派遣事業は、日本に来て間もない子どもたち及び保護者にとって心強い制度だと思う。しかしこの制度も時間的制限がある。日本語が通じない子どもたちが在籍しているのは1校につき2～3名程度だと思うし、自分を臆せず出すことは非常に限られるので、緊張感や挫折感を少しでも和らげる場が必要。多国籍多言語という同じ立場の子どもたちが一緒に活動できる場の設定を計画の中に盛り込まれることを切に希望する。来日した子どもたちが将来日本で勉強してよかったという気持ちが持てることが多文化社会延いては日本と諸外国の懸け橋になると思う。	外国から編入学する児童生徒数は、地域や学校によって異なりますが、多くの学校では、当該児童生徒が学校生活に早く適応できるように、日本人児童生徒と外国人児童生徒が自然にかかわり合いながらも学校生活を過ごせるよう配慮しております。 また、国際理解教育の一環として国際交流活動を実施している学校も多くあり、留学生や在仙外国人との交流を通して、異文化理解に努める教育活動を推進しております。外国人児童生徒に対する支援だけでなく、日本人児童生徒に対する指導・支援にも一層力を入れていくことで、互いを認め合い、協力して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

## ■基本的方向2「生涯学習」

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
95	25-27	障害者差別解消法施行における社会教育施設での取り組みについて	障害者差別解消法の施行に伴い、障害者支援の視点からの社会教育施設の見直しが求められている。障害をもつ来館者への合理的配慮について考える際、「配慮」に止まらず、従来の展示の方法、社会教育施設のあり方を見直しにつながる取り組みを望む。	平成28年4月1日から施行された法律及び条例の理念に基づき、社会教育施設においても市の責務として対応を進めていく必要があると認識しております。各施設を訪れる方の立場で、より利用しやすい施設、見やすく分かりやすい展示を目指して取り組んでまいりたいと考えております。
96	26	市民センターにおける外国人支援について	社会教育施設の機能の充実のうち、今後の取り組みの「市民センター」の項において、下記のような視点が欲しい。 ・外国人市民に日本語学習支援をしている団体など、地域課題の解決のために活動する団体との積極的な連携（継続的な開催が必要な日本語講座等には、会場の確保など積極的に支援をして欲しい）	市民センターでは外国人市民のための日本語講座や、外国人市民を対象とした防災講座などを実施しておりますが、一部に限られているのが現状です。今後は社会的ニーズを測りながら、地域で活動している団体との連携も視野に入れ、事業を進めてまいりたいと考えております。
97	27	ボランティア育成の推進について	少子化・超高齢化社会では、ボランティア育成講座や研修会等の学習機会の場を多く提供し、その内容を社会貢献活動に実際に生かしていくことが求められており、施策に取り入れられている点を評価する。ぜひ力強く推進してほしい。また、生涯学習社会の理念を持って、学校教育と社会教育がともに情報を共有して施策を切磋琢磨して構築し提言していくことを望む。	生涯学習を支えるボランティアの方々のスキルアップや、ボランティアとして活動したいと考えている方々への参加機会の充実等を図っていきたく考えております。 また、生涯学習の支援にあたっては学校教育・社会教育双方の情報を共有しながら、子どもから大人まで豊かに学び、活躍できるよう進めてまいります。

## ■基本的方向3「地域・家庭」

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
98	29-30	地域コーディネーターの育成について	中央市民センターや社会教育主事がネットワーク構築の場を設けたことにより地域間での顔の見える関係づくりや連携が見えてきたが、地域コーディネーターの育成に関しては具現化していないように見え、難しいと感じている。コーディネーターの資質は幼児教育・学校教育・家庭教育の中で育まれると思う。	地域で核となる人材を育成するために、学校関係者や連合町内会等に呼びかけて、「地域コーディネーターリーダー研修」を実施しております。主に講話や、事例紹介、情報交換等を通して、コミュニケーション力、コーディネーター力等をつける内容となっております。また、今年度よりこれまでの受講者を対象とした、活動に関わるフォローアップ研修も実施しており、今後も地域の核となる人材の育成につながるよう、事業を進めてまいります。
99	29-30	スーパーバイザーの資質向上について	学校支援地域本部の設置が徹底されてきたが、スキルアップが必要と考える。「地域の中の学校」のとらえ方が様々。学校や教員を尊重して、地域の一人として学校とともに子どもたちの育成に関わっているという認識が必要。スーパーバイザーの資質向上を願う。	学校支援地域本部の運営の中心を担っているスーパーバイザーの資質向上のための研修会を市全体で年2回のほか、各行政区ごとにも実施しており、スーパーバイザーの資質向上に努めております。地域の特性や環境により学校支援地域本部に求められるニーズも異なりますので、「地域教育協議会」などを通じて学校とともに子どもたちの育成に関わる体制づくりを進めてまいります。
100	29-30	学校と地域の連携について	学校は地域の中にあり、連携が不可欠。しかしなかなか連携が難しいのが実情。学校の中では校長の考え一つで地域との結びつきができるかどうかにかかっている。	学校が積極的に家庭や地域と連携して、豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」を教育活動の基盤として推進しております。地域との連携に向けて中学校区内の校長等管理職同士が共通理解を図りながら、地域の方々とともに児童生徒を育てる体制が、信頼される学校づくりにつながり、魅力ある地域コミュニティの構築に寄与していくものと考えております。
101	29-30	学校の地域に対する考え方・対応について	学校と地域の結びつきはそれぞれの主体の信頼関係があってこそで学校の考えに一方的に地域が協力する、またその逆では防災や防犯などの地域課題は解決されないと思う。校長・教頭等教職員の異動があっても地域に対する考え方・対応が大きく変わることはないよう一貫した方針をお願いしたい。	本市の学校教育では、「地域とともに歩む学校」づくりをすべての教育活動の推進の基盤と位置付け取り組みを進めており、校長等の異動があっても、地域に対する基本的な考え方は変わることなく、「地域とともに歩む学校」づくりを進めてまいります。
102	29-30	学校の統廃合について	「地域とともに歩む学校づくりの推進」を掲げているが、学校統廃合については全く触れていない。教育委員会は、「地域・家庭・学校」の協働を高く掲げているが、一方で「適正規模」を満たしていない学校に対しては、基本的には市教委からの継続的な働きかけによって「地域との合意」に基づいた統廃合をすすめる計画を進行させている。とりわけ秋保地区・宮城地区西部・泉西部地区などでは、学校がなくなり地域自体の存続が危ぶまれている。「適正規模」による統廃合は止めていただきたい。	一定規模未満の学校の保護者の皆様などと、子どもたちの様子や小規模校の良さや課題等を共有するため意見交換を実施していますが、継続的に統廃合を働きかけるような計画はありません。これまでも一定規模未満の学校の地域や保護者の皆様と丁寧話し合いを行っており、今後も地域や保護者の皆様の意向を伺いながら、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。
103	29-30	特別なニーズのある児童生徒への地域による支援について	いじめや不登校児童の増加は学校現場の責任ではないと思う。貧困家庭の支援も中1ギャップも課題となっているが、家庭環境が大きく作用していると思う。障がい者手帳を所持しないグレーゾーンの子どもの増加現象も課題である。引きこもりや発達障害、グレーゾーンの子どもの子どもたちも自分らしく仕事を持って生きていける社会にしたいと考える。今後は地域に家庭教育や子どもの社会参加を支援できる施設があれば良いと思う。	特別なニーズのある児童生徒には、教育だけではなく、福祉や医療など、様々な分野との連携の中での対応が必要であると考えております。今後も関係機関との連携の充実に努めてまいりたいと考えております。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
104	30	放課後子ども教室・学びのコミュニティ事業について	放課後子ども教室や学びのコミュニティ事業は、地域・学校・家庭をつなぐ役割を果たしていると思う。色々な団体と連携しながら地域力を生かした子どもたちの放課後支援ができる。	放課後子ども教室の運営に地域の中の多くの個人・団体の方々に関わることによって、地域がともにつながり、子どもたちの豊かな学びが創出されるものと考えております。 また、学びのコミュニティ事業は、地域のさまざまな団体の結びつきにより、地域の子どもの学びの支援をすると同時に、地域のつながりの形成という効果も発揮されています。今後も広報に努め、多くの地域に広げていきたいと考えております。
105	31	家庭学習ノートについて	家庭学習ノートが親子のふれあいの材料になっているとは思えない。担任の進度の合わせた学習課題に取り組むときにも十分できることであり、負担になっている親子もいる。子どもと家庭にワークまで押し付けないでほしい。	家庭学習ノートは、保護者あてに活用の仕方をお知らせするなど、負担がかからないような形で親子で楽しく家庭学習ができるように工夫しており、また、保護者からは「親子のふれあいの機会となった」との声も寄せられています。今後とも、親子と一緒に学ぶことを通して、触れ合いの機会となるよう家庭学習ノートの活用を推進してまいります。
106	31-32	PTA(保護者)への生活習慣等のあり方の支援について	PTA（保護者）への生活習慣や家庭学習のあり方の支援が必要と考える。子どもの豊かな育成は学校教育だけでなく、家庭・地域・社会との関わりの中で育まれることを認識できる方法が必要と考える。	PTAなどとの連携・支援を通して、親としてのあり方や家庭教育などについて保護者が学ぶ機会を提供し、気づきの契機となるよう取り組んでまいります。
107	31-32	親子のふれあいについて	親子のふれあいの機会や家庭教育を考える場の提供・地域を支える人材の育成に関して、親子のふれあいといっても、今の働き方では無理がある。子どもたちと触れ合う時間を確保できる働き方の提唱が必要。	第2章1の「教育をめぐる最近の社会状況」で触れているように、就業形態の変化や長時間労働など、働き方が多様化し、家庭の抱える課題は複雑化している状況があることから、施策を進める際は、ご意見の点も念頭に置きながら、親子がともに学び触れ合う機会の重要性について周知してまいりたいと考えております。
108	31-32	親の自己肯定感について	日本の親の自己肯定感の低さも問題である。多くの保護者はコミュニケーションのスキルを学ばずに親になっているので、どのように子どもに接したらよいか悩んでいる。もう少し親を教育する機会を設けて、大人を元気にすることが必須である。親の心が楽になると子どもへの態度や発する言葉も変わり、子どもも安心して勉強に集中できるようになる。	親が学ぶ機会としましては、子育て講座や学校のPTA活動などがありますが、それ以外にも、本市が、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりとして展開している「学校支援地域本部」があります。学校ボランティアとして共に活動することを通して、参加した地域の方と保護者が触れ合い、情報交換をする中で、地域の方から保護者がコミュニケーションの大切さや子育てのコツなどを学ぶ機会ともなっておりますので、今後もこの取り組みを一層推進してまいります。
109	31-32	学校の行事における保護者の学びの機会について	これ以上、いじめによる被害者を増やさないようにするためにはまず家庭の基盤づくりが必要。心身ともに健康な大人をつくらねばならないので、学校の行事で保護者も学べるシステムを導入してほしい。	家庭の基盤づくりに寄与するために、家族とのコミュニケーションや早寝・早起き・朝ご飯などの生活習慣と子どもたちの学力の関係が深いことをリーフレットの形でまとめ、家庭に配布するなど改善を図るための啓発を行っているところです。また、親子と一緒に家庭学習に取り組むことができるように家庭学習のワークブックを作成し、活用を図っております。 今後もPTAや地域とも連携しながら、様々な機会に保護者への啓発等を行ってまいりたいと考えております。



No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
110	32	保護者の意識改善策について	子育て講座を実施しても、家庭の生活習慣が改善されるわけではない。保護者の意識改善は担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・保護者のつながりや懇談会などを通して根気強く行ってほしいと思う。少し時間がかかってもよい。	児童生徒の生活習慣の改善については、乳幼児期からの家庭での生活が大きく影響していると考えられております。小・中学生に対しては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門性を有する職員や専門機関と連携しながら、児童生徒がより良い生活習慣を身に付けるよう指導を行うとともに、保護者への啓発活動にも一層努めてまいります。
111	32	スクールカウンセラー等の採用について	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは専門性が求められ活躍している。正規職員として採用し長く関係機関と保護者と関わってほしい。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重要性は年々高まっていると認識しております。児童生徒・保護者への手厚い支援のために、専門性の向上を図ってまいりたいと考えております。
112	32-33	地域を支える人づくりについて	地域を支える人づくり施策に賛同する。あわせて事業実施するための予算確保を要望する。	地域づくりを支えるためには、地域の人材を発掘し、育成することが重要であると考えております。今後とも、地域で活躍する方々に対する、知識やスキル向上のための研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

■基本的方向4「教育環境」

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）	
113	34	教職員の多忙化解消について	教職員の多忙化は課題である。また「教育」というより「保育」を行わなければならない教育現場が見られる。先生方の頑張りがもっと生かされる学校現場にできればと思う。本来の教育の実現を希望する。	本市の重要な課題であるいじめや不登校の問題に対処していくためにも、教職員がより子どもに向き合える体制づくりが必要であり、この点からも、教職員の多忙化は喫緊の課題であると捉えております。 教職員が本来業務に専念できるよう、学校現場の声にも耳を傾けながら、給食費徴収事務の一元化や部活動の負担軽減などの業務見直しを、効果的かつ実効性を伴うよう取り組むとともに、さらなる負担軽減策についても検討を進めてまいりたいと考えております。	
114	34	教職員の多忙化解消について	中学校教職員の勤務時間外の在校時間数が年々多くなっている。実態が明るみになっているのにこれまで行ってきた施策が読み取れなかった。中学生の心の機微に向き合うためには教員の時間的ゆとりが必要。アンケートの実施等により本来業務に専念できるようリーダーシップを発揮してほしい。		
115	34	教職員の多忙化解消について	就学時健診や子育て講座、災害給付金の支払いなどは、市が対応するものだと思う。他県では学校職員は行っていない。児童の学習時間の確保のためにもお願いしたい。		
116	34	教職員の多忙化解消について	「教職員の多忙化解消の推進」では、教職員の本務外業務の解消について「給食費の公会計化」しか記載されていない。当番の業務、免許外教科担任、就学時健診、子育て講座などの本務外業務解消についても言及していただきたい。		
117	34	教職員の多忙化解消について	校務から教員を解放することは喫緊の課題。給食費や部活動費などにとどまらないのではないかと見直しが求められる。		
118	34	教職員の多忙化解消について	全体的には大変良く考えられており、実施が伴えば本市の教育環境や生涯学習環境は良好になるものとする。一点気になるのは、学校現場で働く教員の環境である。多忙化解消の推進として事務の一元化や業務整理、部活動負担軽減策を講じることに触れられているが、どうやってそれらを確保するのか不明で理想論に終わるのでないかと危惧する。財源がどのように使われて実行していくのかが見えないのが残念に感じた。		
119	34	教職員の多忙化解消について	現場の教員は授業準備の時間がないほど事務仕事に追われている。方向性を出すのは簡単だが、実態が伴っていないように感じる。学校にゆとりが必要だ。		
120	34	教職員の多忙化解消について	「教職員の多忙化解消の推進」で「これまで以上に子どもたち一人ひとりとしっかりと向き合える体制づくりを進める」としているが、これまで教職員が残業手当もなく健康を害し家庭も犠牲にして長時間労働を放置してきた事実を認識した上でこれを抜本的に改善する「ミッション」なのかどうかを明確にすることが必要。これまでの主な事業としての「校務支援システム」は、市教委や他団体などによる新たな様々な事務の増加によるもので雑務が解消されるわけではない。学校に押しつけてきた給食費会計の見直しは当然。部活動においても何でも学校に押しつけてきた結果、現在のような状況になっている。とにかく学校に「多様化する教育ニーズに的確に対応する」という名目の基に市教委のみならず教育関係ではない他団体からもなんでも押しつけられてきている現状を改善するために「効果的業務見直し」ではなく抜本的な業務見直しのための取り組みの具体化が必要。		教員の多忙化解消に向けては、校務支援システムの導入や給食費の公会計化等の検討を行うなど、教員が子どもと向き合える時間の確保に向けた取り組みを進めているほか、スクールカウンセラーや特別支援教育に係る指導補助員・指導支援員などの専門職・補助職などの人的配置が、教職員の負担軽減の一助となっているものと考えております。 また、部活動については、オンシーズン・オフシーズンを設けたり、週休日のどちらかを休みにするなどの対応を行っているところであります。 今後とも、教職員が子どもに向き合うことができるよう、教職員の負担軽減策の検討を進めてまいりたいと考えております。
121	34	教職員の多忙化解消について	教職員の多忙化解消のためには、教育以外の仕事は事務職員を充てて教職員が行わなくてもよいようにしていただきたい。また、部活動は土・日のいずれかと平日1日の休みを必ず設けることで、子どもの余暇活動も保証することが望ましい。		教員の多忙化解消に向けては、校務支援システムの導入や給食費の公会計化等の検討を行うなど、教員が子どもと向き合える時間の確保に向けた取り組みを進めているところです。また、部活動については、オンシーズン・オフシーズンを設けたり、週休日のどちらかを休みにすることで子どもの自主的な活動を図られるよう校長に対して指導を行っております。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
122	34	教職員の多忙化解消について	校務支援システムの導入が教員のさらなる多忙を生むのではないかと危惧している。適正化チームの学校訪問・指導は多忙に拍車をかけている。会計業務専門スタッフを市教委に配置する等、現金を扱わなくてもよい方策を考えてほしい。	教員の多忙化解消に向けては、校務支援システムの導入や給食費の公会計化の検討を行うなど、教員が子どもと向き合える時間の確保に向けた取り組みを進めているところです。 また、学校事務適正指導チームによる学校への巡回訪問は、学校が処理・管理している会計経理事務及び個人情報事務等の処理状況を調査し、必要な助言・指導を行うものであり、事務の適正化及び事故防止を目的とするものです。 なお、校務支援システムは、児童生徒の情報を一元化することにより、一度入力したデータの2次利用・3次利用が容易になるとともに、転記誤り等のリスク低減など、教職員の事務の効率化と教育の質の向上を図ることを目的とするものです。
123	34	教職員の多忙化解消について	放課後の学びタイムや長期休業期間中の補充学習等に取り組む教員の負担を軽減し、現場を見直す時間をもっと取れるようにしてゆとりある教育を進めてほしい。	教員の多忙化は喫緊の課題であると認識しており、長期休業や放課後における補充学習等に当たっては、学校支援地域本部の活用等も図りながら、教員負担が過大とならないよう対応してまいりたいと考えております。
124	34	少人数学級・教職員の多忙化解消について	教職員の多忙化解消は少人数学級にすることが一番望ましい。教務の見直しだけでは解決できないと思う。	少人数学級については、子どもと丁寧なかかわりができるという点で一定程度の効果があるものと認識しておりますが、本市としては、最優先事項であるいじめ防止対策を進めるため、平成28年度より「いじめ対策専任教諭」等を国の加配を活用し、市立小中学校等に増員配置したところです。
125	34	少人数学級と正規教員の採用について	教職員がより子どもに適合する体制づくりの観点からも、何よりも教員の数を増やすことと1クラスの人数を減らすこと、正規採用の教員を増やすことが必要だ。非正規職員の割合が問題視されていない。	これに加え、さらに少人数学級を実施するとなれば、相当数の教員の増員と教室等の整備が必要となりますが、国の加配の枠を超えた人員の配置は、市独自の多額の財政負担が生じるという課題もあることから、より慎重な検討が必要であると考えております。
126	34-35	教員の資質向上について	教員の資質・力量向上の取り組みの推進について今後の取り組みとして、下記のようなより具体的な施策を求める。 ・本人または親が外国出身であるなど、多様なバックグラウンドを持つ子ども達への対応に関する、教員の基礎的知識の向上 ・教員を支援する人材の教育委員会への配置や、外部のアドバイザーの活用	今後、いただいたご提案も参考にしながら、教員の人材育成を進めてまいります。
127	34-35	教員の資質向上について	教師は現場で大変苦勞をして活躍している。しかしながらその一方で教師の資質を疑われるような事案が発生してしていることを踏まえて教育にまい進してほしい。	教員のコンプライアンスについては、これまで徹底を図ってきたところですが、不祥事の根絶に至っていないところであり、今後も、教育公務員としての使命を自覚し、職務にまい進していくよう指導をさらに徹底してまいります。
128	34-35	教員の資質向上について	教員研修をさらに行い、質の高い指導力を望む。	教員のキャリアステージに応じた研修体系の再構築を図り、教科に関する専門知識や様々な教育課題に対応する指導力を高めてまいりたいと考えております。
129	35	教職員の待遇改善について	ミッション2「教員の資質向上と即戦力となる教員の採用」を進めるためには、教職員が仙台市として抱えている他市町村に見られていない困難な教育課題に意欲的に取り組み、生涯仙台市の職員として誇りを持って安心して働くことができるよう待遇の改善が必要。現在の「地域手当」はいつまでもあるものではない。賃金の引き下げを行い「評価」などによる賃金格差の導入などは全体の教職員の活性化には繋がらない。賃金や働く環境改善のための具体的な施策が必要。	平成29年度より実施する本市独自の教員採用試験では、たくましい精神力、確かな指導力、豊かな人間力を持った教員を採用することとしており、このような者に「仙台市」を選択してもらえるよう、今後も魅力ある環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
130	36-37	学校施設の整備について	「学校施設については、震災の影響で当初の施設整備計画の策定が遅れたことから、改めて計画を整え確実に対応することが重要」としているが、市教委は「必要性や重要性を踏まえ」て取り組むとしているならば、現在の学校の施設がいかにか時代遅れであり、少なくとも子どもの健康や人権問題に影響しているクーラー設置やトイレの洋式化などは「必要性や重要性」ではないか。重要課題として抜本的に計画の立て直しが必要。	教育環境を整えることは重要であると認識しているところですが、エアコン設置を含め環境改善には多額の経費を要しますことから、学校施設が抱える様々な課題のなかで、その優先度を見極めてまいります。 また、トイレの洋式化については、大規模改修の機会に洋式化を図るとともに、便器交換による簡易な洋式化も併せて、着実に進めてまいります。
131	36-37	学校施設の整備について	温暖化が進み、猛暑の中での勉強は子どもに大きな負担を強いている。冷房の設置を望む。トイレの洋式化等の改修も年数校ではなく一気に進めるように願う。より良い学習環境を整えることが大人の役割である。	
132	36-37	学校施設の整備について	学校にエアコンを整備できるようにしていただきたい。夏の気温が年々上昇している中で毎日学習に向かう子ども、教師の身体が心配だ。	教育環境を整えることは重要であると認識しているところですが、エアコン設置を含め環境改善には多額の経費を要しますことから、学校施設が抱える様々な課題のなかで、その優先度を見極めてまいります。
133	36-37	学校施設の整備について	この間の気候変動の中で夏の気温上昇は著しい。健康上も対策が急務であり、教室へのエアコンの設置を検討できないか。	
134	36-37	空き教室の活用について	空き教室などの積極的活用により給食をとる部屋と教室を別にはできないか。	余裕教室の有無は学校により異なりますが、ランチルームとして給食時間に使用している例もあり、多目的ホールの活用など学校の実情に合わせて、食事をする場の環境づくりに努めてまいります。
135	37	就学援助制度について	就学援助の所得制限の限度が極めて厳しく設定されていることも問題。子ども期に十分な食と学びを保証するために、思い切った財政予算を組んでほしい。	本市の就学援助認定基準額は、生活保護基準額から算出される最低生活費に、就学に必要な基本的な経費を積み上げたうえで設定しており妥当な水準であると考えております。今後とも経済的理由のため就学困難な児童生徒が教育を円滑に受けられるよう、必要な援助を行ってまいりたいと考えております。
136	37	就学援助制度について	「教育を受ける機会均等の確保」の施策として「就学援助事業」をあげているが、制度の周知徹底はもちろんであるが、就学援助費が長年据え置きになっているため増額が必要。また、仙台市は独自に奨学金制度を立ち上げていないため、制度設計を行い経済的に困難な子どもの教育の機会均等を図ることが重要。	本市の就学援助認定基準額は、生活保護基準額から算出される最低生活費に、就学に必要な基本的な経費を積み上げたうえで設定しており妥当な水準であると考えております。 また、独自の奨学金制度については、現在国や県、民間団体による様々な制度があることから、まずはそれらの制度のご案内に努めるとともに、本市で実施している国の教育ローン利用者への利子補給制度である高等学校修学資金借入支援制度について一層の利用促進を図るなど、学ぶ意欲のある生徒・学生を支援してまいりたいと考えております。
137	37	就学援助制度について	就学援助制度について、周知を工夫するだけでは充実にならない。入学準備金、修学旅行費などを実施前の支給、援助項目の拡大、中学校における制服代なども考慮すべき。	本市の就学援助における支給費目については、要保護世帯に対する国の補助対象基準をもとに設定しており、水準として妥当なものと考えておりますことから、独自の費目設定は考えていないところです。 なお、新入学生用品費や修学旅行費の前払いについては、様々な課題があるため、現段階では難しいと考えておりますが、今後、他都市での導入事例等について調査研究してまいります。
138	37	就学援助制度の周知について	6人に1人が貧困という危機的な状況において、子どもたちの学習権も保証できない状態が起きていると聞く。保護者の働き方や家族形態も多様化している。就学支援制度を知らない市民が多いので、区役所や市民センター、児童館等にチラシを置くなど様々な工夫をお願いしたい。	就学援助制度の周知については、入学前の学校説明会や4月の新年度開始時期等に学校を通じて各家庭にお知らせの文書を送付しているほか、市のホームページや各区役所の窓口などを通じて周知・広報に努めております。今後もより有効な周知方法について検討してまいります。



## ■第5章\_計画の推進体制

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
139	-	PDCAサイクルの実施について	計画も5年目ということで成果や課題が見えてきていると思う。今後は年度に応じた到達目標の具現化，実践，評価，成果をさらに進めてほしい。	各施策については，「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し，年度毎にPDCAサイクルによる進行管理を行いながら，効果的な推進を図ってまいります。

## ■その他

No.	ページ	意見分類	意見（要約）	教育委員会の考え方（案）
140	-	表記について	「ミッション」の日本語訳は何か。このカタカナの単語を用いることで何を指しているのか。市教委の構えの軽さが感じられる。	中間案での「ミッション」は「到達すべき目標や達成すべき成果」という趣旨で使用しており，第3章の「『学びのまち・仙台』を実現するための3つの目標」との違いを明確にするため用いています。なお，国の第2期教育振興基本計画において「ミッション」という言葉は「成果目標」という意味で使用されています。
141	-	表記について	23ページ 文部科学省表記では ○「通常の学級」 ×「通常学級」ではないか。	ご意見のとおり修正します。